

S 4 1 . 3 . 1 制定
S 4 3 . 1 0 . 6 制定
S 5 4 . 1 1 . 1 1 改定
H 5 . 1 1 . 7 改定
H 1 4 . 1 1 . 9 改定
H 1 5 . 1 1 . 8 改定
H 1 9 . 6 . 9 改定

大阪府立茨木工業高等学校・茨木工科高等学校 茨陵会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 (名称) 本会は大阪府立茨木工業・茨木工科高等学校「茨陵会」と称す。
- 第 2 条 本会の事務局は原則として大阪府立茨木工科高等学校内に置く。
- 第 3 条 (目的) 本会は会員相互の親睦と研修とを図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 会報並びに会員名簿の発行
 2. 会員相互の親睦と研修のための親睦会並びに研究・講習会の開催
 3. 後輩の後援に関する事項
 4. 会員の慶弔
 5. その他必要と認められる事項

第2章 組 織

- 第 5 条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正 会 員 大阪府立茨木工業高等学校、茨木工科高等学校 卒業生
 2. 特別会員 大阪府立茨木工業高等学校 旧職員 茨木工科高等学校職員並びに旧職員
 3. 賛助会員 本会の目的を賛助するもので、幹事会または、理事会の推薦による者

第3章 役 員

- 第 6 条 本会は次の役員を置き、選任方法を次の通り定める。
1. 名誉会長 1名 母校の校長を推戴する。
 2. 会 長 1名 正会員より選出する。
 3. 副 会 長 2名 1名は正会員より会長が推薦し、理事会で承認する。
1名は正会員より理事会で推薦し、会長が承認する。
 4. 理 事 若干名 会長が正会員の中から委託する。
理事会が会長の承認を受けて正会員の中から委託する。
 5. 会 計 2名 理事会が会長の承認を受けて正会員の中から委託する。
 6. 会計監査 2名 理事会が会長の承認を受けて正会員の中から委託する。
 7. 幹 事 若干名 各年度正会員より若干名を選出する。

- 第 7 条 役員は次の通り定める。
1. 会長は本会を代表して、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。
 3. 理事は本会の事業の執行にあたり、会長・副会長を補佐し、総務・会計・庶務・会報並びに名簿の編集等の事務を分担する。
 4. 会計監査は本会の財産並びに会計事務を監査する。
- 第 8 条 役員は任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

第 4 章 会 議

- 第 9 条 会議は総会・幹事会・理事会の三会議とする。理事会は本会の運営を担う。
- 第 10 条 本会の総会は幹事会、理事会が必要と認めたとときに開くものとする。但し幹事会だけでも必要と認めたとときは、臨時総会を開くことができる。総会においては次の事項を討議する。
1. 会則の制定
 2. 特別会計・庶務に関する事項
 3. 事業計画に関する事項
 4. その他必要と認められた事項
- 第 11 条 総会の議事はすべて出席者の過半数の賛成をもって決定する。但し会則の改正に関しては出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
- 第 12 条 幹事会は幹事をもって構成し、会長が必要と認めたととき、または理事会が必要と認めたとときに随時これを開き第 10 条にかかげた事項について審議する。
- 第 13 条 幹事会の議事はすべて出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定する。
- 第 14 条 理事会は会の執行機関として随時これを開催する。
理事会は理事の中から互選で理事長を選出し会長の議を経て本会の運営が滞りなく行われるように必要とされる会議を招集すること。

第 5 章 会計及び会費

- 第 15 条 本会の会計は会費・寄付金並びにその他の収入をもってあてる。
- 第 16 条 正会員の通常会費は 6,500 円として卒業までに納付するものとする。
- 第 17 条 本会の資産は第 4 条にあげた事業以外の目的のために支出又は使用してはならない。
- 第 18 条 本会の決算は会計監査の監査を経て、会長・副会長・理事会に報告され承認を受ける。
- 第 19 条 本会の会計は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末に終わる。

第 6 章 附 則

- 第 20 条 本会則施行のため、必要の生じた場合は幹事会の議決を経て別に細則を定める。
- 第 21 条 理事会の分掌は次の通りとする。
庶務・会計・名簿（整理と発行・会報編集）
- 第 22 条 幹事は各期各クラス 1 名とする。
- 第 23 条 会員は住所・勤務先・その他身上に変動を生じた際は、その都度事務局に連絡しなければならない。
- 第 24 条 本会則は昭和 41 年 3 月 1 日より施行する。